

## 発 言 通 告 書

発言者氏名	大村洋子
発言の会議	令和4年 8月29日 本会議
発言の種類	質 疑、 <u>一般質問</u> 、緊急質問、討 論、その他
質疑等の方式	一 括、 <u>一問一答</u>
答弁を求める者	市 長、教育長

### 【件名及び発言の要旨】

#### Ⅰ 「誰も一人にさせないまち」の具現化について

8月1日発行の「広報よこすか」の最終ページには「2期目、2年目を迎えるにあたって」というタイトルで市長による「お礼と思い」が掲載されていた。

- (1) メッセージの中で「誰も一人にさせないまち」の実現を目指しているが、これはSDGsが目指す「誰一人取り残さない」とは目標とするところが違うとおっしゃっている。この違いについて市長の御所見を伺う。
- (2) 行政センターの地域生活相談事業が広がっているが、なぜ久里浜と北下浦の行政センターは専門の職員を配置せず併任体制としたのか。
- (3) エアコンを求めながらも購入することができず、命と健康を脅かされている生活保護利用者に早急に支援策が必要だ。県や他都市と連携して、国に要望するのはもちろんのこと、市としても直ちにできることを進めるべきだ。例えば、各世帯のエアコンの有無、作動可能の有無、涼の取り方等の実態把握、購入意思の確認を行い、必要ならば予算措置を考えることが必要ではないか。

- (4) 社会福祉協議会の貸付制度の運用面での改善と本市と同協議会のさらなる連携強化を進めることが必要と思うが市長のお考えを伺う。
- (5) ケースワーカーの担当標準数80世帯を上回ることはないような人員配置を確保していただきたいが、いかがか。
- (6) 「FM戦略プラン」は地域住民、施設利用者の御意見をしっかりと受け止めることを第一義にするとお約束いただきたいが、いかがか。
- (7) 教育委員会の学校施設についても児童・生徒、保護者、学校職員、地域の方々の御意見にしっかりと耳を傾け、そこから導き出される内容を教育委員会は真摯に受け止めることが大事だ。教育長のお考えを伺う。

## 2 米海軍横須賀基地からのPFOS等(有機フッ素化合物)の流出について

5月4日に米海軍横須賀基地の排水処理施設で排水処理業者が特異な泡を発見したことを発端として、5月9日米側はサンプリングを実施した。

- (1) 基地の内外で暮らす方、仕事をする方への健康やなりわいへの影響をどのようにお考えか。
- (2) 本市は独自に調査、分析する技術や能力を持っているか。持っているとすれば米側のサンプリング実施・分析に関わったのか。関わっていないとすれば、関わることもできたのではないか。日米地位協定上の制約があり、できなかったのか。
- (3) サンプリング結果の判明は6月27日とのことだが、特異な泡の発見から7週間以上たっている。なぜこんなに時間がかかったのか。この判明の遅延について市は国や米軍に確認したのか。
- (4) そもそも米海軍は基地内からのPFOS等の流出を認めているのか。
- (5) 6月27日以降にも米側は排水処理場内の排水のサンプリング実施、分析を行っているのか。

- (6) 7月11日市長は在日米海軍司令官とオンライン会議をされ、司令官から「所有しているPFOS等を含む製品に関しては厳重に管理しているとの説明」を聞いたとのことだ。しかし、これはあくまで正式なものではない。その後1か月半が過ぎているが、国から正式な回答は来ていないとのことだ。市は国に催促したのか。
- (7) そもそも7月11日に市長と米海軍司令官がオンライン会議を行ったということが議会に報告されていない。改めて御説明を求める。
- (8) この会議の内容は国や神奈川県、基地を抱える他都市にも情報共有しているのか。
- (9) 上地市長は7月1日の防衛大臣への要請で立入調査に言及している。市民の健康を守る立場から国や県と連携しながら行うことが必要ではないか。
- (10) 神奈川県と関係市は神奈川県基地関係縣市連絡協議会として、今回の米海軍横須賀基地のPFOS流出に係る4項目について具体的に国に要請を提出している。このような時には足並みをそろえて活動することが有効だ。同協議会に再加盟することが必要ではないか。

### 3 安倍晋三元内閣総理大臣の追悼記帳所設置と国葬について

本市は7月11日（月）正午から7月15日（金）の市役所開庁時間本庁舎1階ロビーにおいて記帳所を設置した。日本共産党は神奈川県議団を先頭に県内の各自治体、また全国においても記帳所の設置、半旗の掲揚について異を唱えてきた。私たちも資料照会回答と7月の市長記者会見から、極めて市長の意向が強く反映されていると感じた。

- (1) 記帳された書面は送付先に送付するまで一時的に保管しているものと考えたとの回答だが、どのように管理されているのか。自治事務として集めた記帳簿の署名は個人情報ではないのか。個人情報と解釈するならば、少なくとも漏えいを防ぐために職員を配置するべきではなかったか。また、送付先はどなたになるのか。既に送付されたのか。どのように送付されたのか。こ

これらの執行に当たり予算はどのように捻出されたのか。記帳された方々の思いがあると思うが、市には責任ある対応が求められる。

- (2) 政府は9月27日に安倍晋三元首相の国葬を行うことを表明している。今や賛成よりも反対の国民意見が上回っている。したがって、当日の半旗の掲揚や黙禱などあたかも市の総意であると思われるような行動を予定しているならばやめるべきと思うが市長のお考えを伺う。
- (3) 教育現場にあっても同じことが言えるが、教育長のお考えも伺う。

#### 4 重要土地規制法について

- (1) 「注視区域」、「特別注視区域」について本市に関係する情報は国から得ているのか。これらの「注視区域」、「特別注視区域」における土地所有者、建物所有者、関係者への周知はされているのか。併せて市長に伺う。
- (2) 法が施行されれば米海軍横須賀基地や自衛隊施設周辺の施設で仕事や活動をする人々の個人情報収集が可能となる。このような場合には国からの要請に唯々諾々と従うことなくきっぱりと断っていただきたいと思うが、市長はいかがお考えか。
- (3) 基地周辺の街頭、駅頭等至るところで、基地に対する正当な抗議行動を行う団体、個人の自由な活動が監視され制限されるのではないかと危惧する。市長には市民の自由な表現活動を守る立場にしっかり立っていただきたいと思うがいかがか。

#### 5 新港埠頭の現状と新規埠頭整備について

- (1) 東京九州フェリーの当初の目標を人員の平均乗船率と貨物の平均乗車率7割にしていたが、5月の時点で5割程度にとどまっている。この点について、市長の評価を直近6、7月の実績と併せて伺う。
- (2) 新規埠頭整備は本市にとってどうしても必要な事業か。この事業は国から要請を受けて行う事業なのか。本市主導の計画な

のか。今は慎重に客観的状況を見極めることを積み重ねる必要があるのではないか。併せて市長のお考えを伺う。